

令和 8 年 3 月 16 日

学校人事課 管理係

電話：027(226)4606 内線：4606

# 群馬県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について

教育委員会 学校人事課

## 1 策定理由

給特法の改正により、教育委員会は、改正後の給特法第 8 条の規定により、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

県教育委員会では、給特法及び国指針の改正を受けて、「群馬県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる推進を図る。

## 2 計画内容

### 第 1 本計画策定の趣旨等

- 本計画の趣旨
- 本計画の対象（本県の県立学校の教育職員）
- 本計画の期間（令和 8 年度～令和 11 年度まで）

### 第 2 本県の状況

- 時間外在校等時間
- ワーク・ライフ・バランスや働きがい

### 第 3 本計画の目標

- 時間外在校等時間に関する目標
- ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

### 第 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し
  - ・本計画では、国が示した業務の 3 分類に基づき業務の整理を行うとともに効率化と負担軽減を推進する。
- 「学校と教師の業務の 3 分類」以外の措置の推進
  - ・本県においては、これまでに取り組んできた学校現場における具体的な措置も継続して推進する。
- 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組
  - ・県教育委員会は、教育職員の健康と福祉の両面から支援体制の充実を図る。

### 第 5 実効性の確保

- 県教育委員会、県立学校、それぞれにおける取組、また、保護者・地域・関係団体との連携により実効性を確保する。

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

# 群馬県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（概要版）

## 第1 本計画策定の趣旨等

### ○本計画の趣旨

- ・群馬県教育委員会は給特法及び国指針の改正を踏まえ、教育職員の長時間勤務是正とウェルビーイング向上を目的として「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。
- ・教育職員の業務負担の軽減と健康確保、働きがいの向上及びワーク・ライフ・バランスの実現を両立させることにより、質の高い教育と働きやすい職場環境の実現を図ります。

○本計画の対象 ・本県の県立学校の教育職員

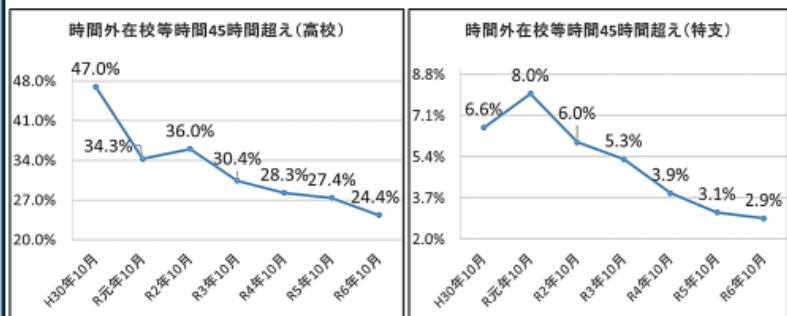
○本計画の期間 ・令和8年度～令和11年度まで（4年間）

## 第2 本県の状況

### ○時間外在校等時間（月別平均時間）【令和6年度平均】

- ・高等学校等・・・**29時間42分**
- ・特別支援学校・・・**15時間18分**

### ○時間外在校等時間45時間超えの教職員の割合推移【平成30年～令和6年】



〈課題〉時間外在校等時間45時間超えの教職員は減少傾向にあるが、長時間労働により心身の健康リスクを高めるおそれのある教職員がいる。

時間外在校等時間80時間超えの教職員の割合【令和6年10月】  
 ・高等学校等・・・**5.1%** ・特別支援学校・・・**0.1%**

### ○ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する状況

- ・ワーク・ライフ・バランスが「とれている」「概ねとれている」と回答した割合 ⇒ **74.4%**
- ・教職に対する働きがいを「感じている」「概ね感じている」と回答した割合 ⇒ **80.4%** 【令和7年度調査】

## 第3 本計画の目標

### ○時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員の割合 令和11年度までに**ゼロ**にする
- ・1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 令和8年度以降も、引き続き平均で**30時間程度**を下回るようにする

### ○ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・「ワーク・ライフ・バランスがとれている」と回答する教育職員の割合 令和11年度までに **80%以上**
- ・「働きがいを感じている」と回答する教育職員の割合 令和11年度までに **85%以上**

「ワーク・ライフ・バランスがとれている」「働きがいを感じている」教育職員の割合の変化など意識の変化を測る。

## 第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### ○「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- 本計画では、国が示した業務の3分類に基づき業務の整理を行うとともに効率化と負担軽減を推進する。  
 例) ◆過剰な苦情・不当要求への対応（「3分類」⑤関係）  
 ・県教育委員会は、過剰な苦情や不当な要求への対応について、スクールロイヤーや臨床心理士など、専門的知見を有する専門家による相談体制を構築する。

### ○「学校と教師の業務の3分類」以外の措置の推進

- 本県においては、これまでに取り組んできた学校現場における具体的な措置も継続して推進する。  
 例) ◆留守番電話の対応・・・勤務時間外の電話対応は、留守番電話および自動対応を推進する。

### ○教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 県教育委員会は、教育職員の健康と福祉の両面から支援体制の充実を図る。

## 第5 実効性の確保

### ○県教育委員会における取組例)

- ・教育職員の在校等時間を把握し、県教育委員会の公式ホームページにて公表する。

### ○県立学校における取組例)

- ・教育職員の在校等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保する。

### ○保護者・地域・関係団体との連携例)

- ・学校における働き方改革及び本計画の趣旨について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解と協力を得ながら、働き方改革を進めていく。

## 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表（令和8年度～）

- 毎年度、本計画の実施状況を公表するとともに総合教育会議に報告する。

# 学校と教師の業務の3分類

参考：国が示した  
業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。

## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進